

令和2年3月2日策定

令和2年3月12日改正

令和2年3月27日改正

令和2年5月1日改正

令和2年5月15日改正

静岡市

新型コロナウイルス感染症に係る市が所有する公共施設の再開について

静岡市においては、新型コロナウイルス感染症に係る市が所有する公共施設の休館等について、5月1日付で、施設管理者において適正な感染予防対策を講じることができない場合などには、5月31日（日）まで、施設の全部又は一部を休館等とするとした方針を示したところである。

この度、5月14日に国が示した基本的対処方針において、特定警戒都道府県の5県と静岡県を含む34県が、緊急事態措置の対象地域から解除されることになり、本市は、施設の使用制限について、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じた判断を行う地域となる。

現時点において、静岡県内は感染拡大の傾向はなく、その傾向は本市においても同様であり、さらに、PCR検査体制の拡充や軽症者用の療養ホテル等医療提供体制の充実が進んでいる。

そこで、今後は、県が各市町に参考として示した「県有施設における感染防止方針」などを準用して作成する「市有施設における感染防止方針」に基づき、所管する公共施設の特性に応じた感染防止対策チェックリストを所管部署で作成し、感染防止対策を講じる準備ができた施設から順次再開していくこととする。

なお、上記の方針については、状況に応じて随時見直しを行うこととする。